



# 山形県公報

平成20年11月11日(火)  
第1993号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

### 規 則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則.....(人 事 課)...1443  
山形県家畜改良増殖法施行細則の一部を改正する規則.....(工コ農業推進課)...1444

### 告 示

障害者自立支援法による指定障害福祉サービス事業者の指定.....(庄内総合支庁福祉課)... 同  
土地改良区連合の役員の退任の届出.....(庄内総合支庁農村計画課)... 同  
土地改良区連合の役員の就任の届出.....( 同 )...1445  
県営土地改良事業に係る換地計画の決定.....(置賜総合支庁農村整備課)... 同  
地域森林計画の変更の案の縦覧.....(森 林 課)...1446  
県道の供用の開始.....(最上総合支庁建設総務課)... 同  
開発行為に関する工事の完了.....(村山総合支庁建築課)... 同

### 公 告

都市計画の変更の案を作成することについての公聴会.....(都市計画課)... 同  
監査の結果に基づき講じた措置の公表.....(監 査 委 員)...1447

## 規 則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年11月11日

山形県知事 齋 藤 弘

### 山形県規則第91号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和43年2月県規則第11号)の一部を次のように改正する。

第2条の5に次の1号を加える。

(5) 負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。)子、父母、配偶者の父母及び職員と同居している次に掲げる者の介護(継続的に又は反復して行われるものに限る。)

イ 孫、祖父母及び兄弟姉妹

ロ 職員との間において事実上子と同様の関係にあると認められる者及び職員又は配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者

### 附 則

1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、平成20年4月1日から適用する。

2 改正後の規則第2条の5の規定は、平成20年4月1日以後に発生した事故に起因する通勤による災害について

適用し、同日前に発生した事故に起因する通勤による災害については、なお従前の例による。

山形県家畜改良増殖法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年11月11日

山形県知事 齋 藤 弘

山形県規則第92号

山形県家畜改良増殖法施行細則の一部を改正する規則

山形県家畜改良増殖法施行細則（昭和25年12月県規則第128号）の一部を次のように改正する。

第3条中「毎年」を「別に定めるところにより、毎年」に改め、「別記様式第1号により翌年1月30日までに」を削る。

第4条及び第5条を次のように改める。

第4条及び第5条 削除

第9条及び第10条中「第27条第1項」を「第27条」に改める。

別記様式第1号から別記様式第3号までを次のように改める。

様式第1号から様式第3号まで 削除

別記様式第6号及び別記様式第7号中「山形県知事 氏 名殿」を「山形県知事 殿」に、「家畜改良増殖法施行細則」を「山形県家畜改良増殖法施行細則」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

山形県告示第971号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成20年11月11日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地 | 事業所の名称及び所在地                    | 障害福祉サービスの種類            | 指定年月日      |
|------------------------------|--------------------------------|------------------------|------------|
| 有限会社愛・ぬくもり<br>酒田市泉町9番19号     | 多機能型介護ステーションぬくもり<br>酒田市泉町9番19号 | 居 宅 介 護<br>重 度 訪 問 介 護 | 平成20.10.27 |

山形県告示第972号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第16項の規定により、最上川下流右岸土地改良区連合の次の役員が退任した旨の届出があった。

平成20年11月11日

山形県知事 齋 藤 弘

| 理事及び監事の別 | 氏 名     | 住 所           |
|----------|---------|---------------|
| 理 事      | 齋 藤 隆   | 酒田市四ツ興野96番地   |
| 同        | 大 場 久 夫 | 同 宮内字六ツ新田41番地 |
| 同        | 鈴 木 敏 夫 | 同 小牧86番地      |

|     |           |   |                  |
|-----|-----------|---|------------------|
| 同   | 川 村 章 一   | 同 | 豊里字下西割23番地       |
| 同   | 伊 藤 幹 雄   | 同 | 砂越字上川原441番地      |
| 同   | 那 須 博 義   |   | 飽海郡遊佐町豊岡字南三川17番地 |
| 監 事 | 齋 藤 久 太 郎 |   | 酒田市山谷字三ヶ沢13番地    |
| 同   | 佐 藤 武     | 同 | 久保田字川東32番地       |

山形県告示第973号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第16項の規定により、最上川下流右岸土地改良区連合の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

平成20年11月11日

山形県知事 齋 藤 弘

| 理事及び監事の別 | 氏 名       | 住 所              |
|----------|-----------|------------------|
| 理 事      | 鈴 木 敏 夫   | 酒田市小牧86番地        |
| 同        | 齋 藤 隆     | 同 四ツ興野96番地       |
| 同        | 伊 藤 幹 雄   | 同 砂越字上川原441番地    |
| 同        | 大 場 久 夫   | 同 宮内字六ツ新田41番地    |
| 同        | 川 村 章 一   | 同 豊里字下西割23番地     |
| 同        | 那 須 博 義   | 飽海郡遊佐町豊岡字南三川17番地 |
| 監 事      | 佐 藤 武     | 酒田市久保田字川東32番地    |
| 同        | 齋 藤 久 太 郎 | 同 山谷字三ヶ沢13番地     |

山形県告示第974号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営上野地区土地改良事業に係る換地計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成20年11月11日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 縦覧に供する書類の名称  
換地計画書
- 2 縦覧に供する場所  
南陽市役所
- 3 縦覧に供する期間  
平成20年11月11日から同年12月10日まで
- 4 その他  
この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出

ることができる。

この決定については、取消しの訴えを提起することはできず、上記の異議申立てについての決定に対してのみ、山形県を被告として（訴訟において山形県を代表する者は、山形県知事となる。）異議申立てについての決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、取消しの訴えを提起することができる。

#### 山形県告示第975号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第4項の規定により地域森林計画を変更するため、同法第6条第1項の規定により、当該地域森林計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成20年11月11日

山形県知事 齋 藤 弘

##### 1 森林計画区の名称

- (1) 最上村山森林計画区
- (2) 置賜森林計画区
- (3) 庄内森林計画区

##### 2 地域森林計画の変更の案の縦覧の場所及び期間

- (1) 場所 農林水産部森林課及び1の森林計画区を所管する総合支庁産業経済部
- (2) 期間 平成20年11月11日から同年12月11日まで

##### 3 その他

1の森林計画区に係る地域森林計画の変更の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。

#### 山形県告示第976号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成20年11月11日から同月24日まで縦覧に供する。

平成20年11月11日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 路線名 向町最上西公園線
- 2 供用開始の区間 最上郡最上町大字月楯字下河原1988番から  
同 1974番まで
- 3 供用開始の期日 平成20年11月11日

#### 山形県告示第977号

次の開発行為は、完了した。

平成20年11月11日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 許可番号 平成20年2月18日 指令村総建第5030号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 西村山郡河北町大字溝延字西浦629、630 - 1
- 3 開発許可を受けた者の所在地及び名称 西村山郡河北町大字溝延535 - 2  
株式会社 丹野園茶舗

## 公 告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、都市計画の変更の案を作成することについて、次のとおり公聴会を開催する。

平成20年11月11日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 日 時 平成20年11月27日（木） 午後7時
- 2 場 所 上山市弁天一丁目6番8号  
上山市北部地区公民館
- 3 都市計画の変更の案の概要
  - (1) 山形広域都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案  
次のとおりとする。（「次のとおり」は省略し、その関係図書を土木部都市計画課及び村山総合支庁建設部都市計画課に備え置いて閲覧に供する。）
  - (2) 山形広域都市計画区域の区域区分の変更の案（上山市金瓶地区）  
次のとおりとする。（「次のとおり」は省略し、その関係図書を土木部都市計画課及び村山総合支庁建設部都市計画課に備え置いて閲覧に供する。）
- 4 その他
  - (1) 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、意見の趣旨、その理由並びに住所及び氏名を記載した書面を土木部都市計画課又は村山総合支庁建設部都市計画課に平成20年11月25日（火）までに提出すること。
  - (2) (1)の書面を提出した者のうち同趣旨の意見のものが多数ある場合には、公聴会において意見を述べることができる者を選定することがある。
  - (3) 公聴会の運営上必要がある場合には、公述時間を制限することがある。
  - (4) 代理人による意見の陳述は、認めない。
  - (5) (1)の書面を提出した者がいない場合は、この公聴会は中止される。
  - (6) 公聴会についての詳細は、山形市松波二丁目8番1号 土木部都市計画課（電話023(630)2588）に問い合わせること。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、山形県知事及び山形県教育委員会委員長から、平成20年9月30日公表した監査の結果に基づき講じた措置について、次のとおり通知があった。

平成20年11月11日

|         |   |   |   |   |
|---------|---|---|---|---|
| 山形県監査委員 | 田 | 澤 | 伸 | — |
| 山形県監査委員 | 吉 | 田 |   | 明 |
| 山形県監査委員 | 安 | 孫 | 子 | 昂 |
| 山形県監査委員 | 濱 | 田 | 宗 | — |

| 監査対象機関      | 指 摘 事 項                            | 措 置 の 内 容                                                                                |
|-------------|------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 村山総合支庁建設部   | 物件購入契約に不適切なものがある。                  | 今後、契約事務の執行にあたっては、部内及び職員相互のチェック体制を強化し、適正な事務処理に努めてまいります。                                   |
|             | 建設工事において、変更契約（工期延長）の手続きが不適切なものがある。 | 今後は、関係法令等を遵守するとともに、部内全体で複数職員による処理状況の点検や確認する体制を強化し、事務処理の進行管理及び確認行為を徹底して、適正な事務処理に努めてまいります。 |
|             | 長期継続契約において、契約書の記載事項が不十分なものがある。     | 今後は、契約の締結にあたり関係法令等を遵守するとともに、職員相互のチェック体制を強化し、適正な事務処理に努めてまいります。                            |
| 庄内総合支庁産業経済部 | 建設工事において、変更契約（増加工事）の手続きが不適切なものがある。 | 今後、契約事務の執行にあたっては、関係法令等を遵守するとともに、部全体として、複数職員による工事施工管理の点検や契約内容の確認体制を強化し、適正な事務執行に努めてまいります。  |

|             |                                    |                                                                                                                      |
|-------------|------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 庄内総合支庁建設部   | 建設工事において、変更契約（工法変更）の手続きが不適切なものがある。 | 今後、建設工事請負契約においては、関係法令等を遵守するとともに、部全体として、複数職員による工事施工管理の点検と契約内容の確認を徹底し、適正な事務処理に努めてまいります。                                |
|             | 建設工事において、変更契約（増加工事）の手続きが不適切なものがある。 | 今後、契約事務の執行にあたっては、関係法令等を遵守するとともに、部全体として、複数職員による工事施工管理の点検や契約内容の確認体制を強化し、適正な事務執行に努めてまいります。                              |
| 最上総合支庁産業経済部 | 補助金の実績報告の提出及び額の確定が著しく遅延しているものがある。  | 今後、補助金事務の執行にあたっては、関係法令等を遵守するとともに、補助金事務処理進行管理の複数職員による確認を徹底し、適正な事務処理に努めてまいります。                                         |
|             | 旅費の精算払いが著しく遅延しているものがある。            | 今後、旅費支出にあたっては、関係法令等を遵守するとともに、出張管理の複数職員による確認を徹底し、適正な事務処理に努めてまいります。                                                    |
| 健康福祉企画課     | 委託契約の締結時期が不適切なものがある。               | 今後、契約締結に際しては、予算の措置状況及び事業の開始時期の確認を徹底する等、課内のチェック体制を強化し、適正な事務処理に努めてまいります。                                               |
| 児童家庭課       | 寄附金の収入・調定手続きが著しく遅延しているものがある。       | 今後、収入事務の執行にあたっては、制度理解を徹底するとともに、法令等に基づいた調定を行うよう職員相互でチェックする体制を強化し、適正な事務処理に努めてまいります。                                    |
| 教育やまがた振興課   | 前年度会計の監査における指摘事項が改善されていないものがある。    | 平成20年度は、各部署の事務処理の進行管理を徹底し、指導に従い改善を図りました。今後とも、指摘事項等については、各職員の周知徹底を図るとともに、収入事務の理解を深め、複数職員での確認体制を強化して、適正な事務処理に努めてまいります。 |
| 文化遺産課       | 補助金の支払いが著しく遅延しているものがある。            | 今後は、事務処理の遅延防止を図るため、事務の進行管理を徹底し、関係職員全体で確認する体制を強化してまいります。                                                              |